

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成24年4月13日(金) 9:30~10:26(56分)

(開催場所)

網走開発建設部 第1会議室

(出席者)

当局側(網走開発建設部)

伊藤 博(次長)、吉田 進(総務課長)、小林 義且(総務課長補佐)、
風間 隆之(総務専門官)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部網走支部)

駒井 麻子(代表者)、岡崎 瞳(連絡員)、藤本 美幸(連絡員)、
管野 亜樹(連絡員)

(議題)

- 1 当部女性職員が休暇等を取得しやすい職場環境の整備について
- 2 当部女性職員の健康管理について
- 3 当部女性職員における宿舎の入居について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

【議題1 当部女性職員が休暇等を取得しやすい職場環境の整備について】

(職員団体) 女性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を求める。

(当 局) 仕事と育児の両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備については、これまで努力しているところであり、職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申し出があった場合においては、適切な対応ができるよう、引き続き課所長を指導していきたい。

【議題2 当部女性職員の健康管理について】

(職員団体) 乳がん検診について、若年層からも検診を受けたいとの声があるので、全年齢を対象としてもらいたい。

(当 局) 乳がん検査については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」により実施しており、同指針では乳がん検診については40歳以上を対象としているが、若年層への罹患率及び予算事情などを考慮し、当局では30歳以上を対象としているところである。

(職員団体) 長時間のVDT作業について、どうのようになってるのか。

(当 局) VDT作業管理指針については、課所長に対して職員への周知徹底に努めるよう指導するとともに、全職員に対してはインターネットによる周知を図っているところである。

なお、作業時間に十分留意しながら、職員の健康管理に努めるよう、引き続き課所長への適切な指導を図っていくが、職員自らがVDT指針を遵守し、自分自身でも健康保持のために注意していくことが大事であると考えている。

(職員団体) 健康管理については、健康状況の把握だけではなく、健康維持を目的とした健康管理が大事だと考えており、課所長による目配り、気配りをしっかりしていただきたい。

(当 局) 職員の健康管理については、課所長に対して、日頃から職員の勤務状況及び健康状態を把握し、各種の健康診断等の実施のほか、メンタル面を含めて十分注意を払うよう、引き続き指導の徹底を図っていく考えである。

【議題3 当部女性職員における宿舎の入居について】

(職員団体) 女性職員を含め希望者全員を宿舎に入居できるよう求める。

(当 局) 平成24年2月9日付け財務省理財局長通達により、宿舎の貸与に関する取扱いが、一部改正となっており、当局としては、当通達の趣旨に基づき、宿舎を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、できる限り入居させるよう努めていく考えである。なお、今後結婚等の福利厚生（生活支援）目的のものについては貸与できないこととされたので、留意が必要である。

また、今後の宿舎の貸与については、「国家公務員宿舎の削減計画」に基づく当局の廃止対象宿舎の状況等を踏まえ、必要な場合には財務局所管の合同宿舎や他省庁宿舎への入居も含めて、入居調整を行っていく考えである。

文責は北海道開発局網走開発建設部当局（今後修正があり得る）

交渉議題に係る回答メモ
(2012年春闘統一要求)
(2012年春闘独自要求)

平成24年4月13日

1 当部女性職員が休暇等を取得しやすい職場環境の整備について

育児休業を初めとする仕事と育児の両立支援制度については、これまでにもインターネットや電子メールを通じて職員に周知を図ってきたところであり、引き続き意識啓発を含め周知に努めていきたいと考えている。

職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申出があった場合においては、その職員に対して両立支援制度の利用促進に資する情報提供を行っていくなど育児を行う職員が希望する制度を請求しやすい環境となるよう、引き続き課所長への指導を徹底していきたいと考えている。

年次休暇等の計画的使用の促進については、従来から課所長に対し、職員の希望、業務処理計画等を勘案・調整し、業務の効率的な進行管理を図るよう指導しているところである。また、年次休暇等の使用計画表を作成するなどして、連続した休暇を取得しやすい環境づくりに努めているところであり、特別休暇を含めた休暇を取得しやすい環境の整備に向けて、引き続き課所長への指導を徹底していきたい。

2 当部女性職員の健康安全管理について

健康・安全管理は、職員が勤務する上で重要な問題であると認識しており、当局としても、各種の健康診断及び健康安全教育の実施、執務環境の点検整備などを推進し、職員の健康の保持増進及び安全管理の徹底を図っているところである。

今後も引き続き、十分配慮するよう課所長を指導していきたい。

乳がん及び子宮がん検診については、開発局健康管理計画において、原則2年に1回の受診とされているところであるが、希望者については受診対象年度外にも受診できるとされている。

庁舎内の空調管理、安全管理については、職員が勤務する上で重要な問題であると認識しており、これまでも必要な修繕等を行ってきているが、引き続き、電気容量、予算等も勘案しながら取り得る対応策について検討していきたい。

職場の安全管理については、健康安全管理計画に基づき、健康管理者、安全管理者等による職場の巡回点検を全課所で実施することとしており、当該巡回点検等を実施する中で危険な個所が見られた場合には、適切に対処していくこととしたい。

VDT作業に従事する職員の健康と安全に関しては、人事院の指針を基に平成16年4月に当局における取扱いを定め、その確保に努めてきているところである。

VDTの作業管理等に関する取扱いについては、課所長や職員に対して、指導及び周知徹底を図っていきたい。

3 当部女性職員における宿舎の入居について

平成24年2月9日付け財務省理財局長通達により、宿舎の貸与に関する取扱いが、一部改正となっており、当局としては、当通達の趣旨に基づき、宿舎を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、できる限り入居させるよう努めていく考えである。